

全國一般神奈川

発行者

全国一般労働組合全国協議会神奈川
横浜市中区谷町1-5-14

横浜市中区翁町 1-5-14
新見翁ビル4F
TEL. FAX.

045-319-4391

沖縄の民意を全国へ！

5月16日から19日
日神奈川から4名で沖
縄平和行進に参加しました。

して米軍の基地建設は認められません。沖縄の基地負担は増すばかりです。



にも恵まれ、良い行進日和でした。歩いて感じるのは、ここで昔戦争があつた事。多く的人が亡くなつたこと。戦争の痕跡を感じながら、今おかれている平和の意味を、また沖縄における基地があるゆえの事故が断たないこと、沖縄だけが背負つている基地負担も変わらない現状があ

る事を改めて考えられられました。ここで感じた思いを多くの人に伝え、沖縄のことを、平和とは何かを自分の言葉で、伝えていければと思います。多くの人が平和進行に参加する事で、肌で沖縄の現状を知つてもらいたいと思つました。

スケジュール

- 6月12日 1時 天王洲アイル
 - 神奈川合同支部会議
 - 6月13日 10時30分 本部事務所
 - 中央本部書記局会議
 - 6月13日 11時 県労委
 - 丈夫屋県労委第6回調査会
 - 6月13日 19時 事務所
 - 県共闘幹事会
 - 6月14日 15時 オルモント団体交渉
 - 6月15日 17時 厚木アミューズメント
 - 工イボン会議
 - 6月16日 10時 機関紙発送作業
 - 6月16日 14時 寿公園
 - 寿労働相談
 - 6月18日 19時 第10回担当者会議
 - 6月18日 19時 事務所
 - 6月19日 15時30分 県労委第1回あつせん
 - しらゆり歯科県労委第1回総会
 - 6月20日 19時 事務所
 - 神奈川労働相談センターリー
 - 6月23日 14時 第9回支部会議
 - 第9回支部代表者会議
 - 第9回支部代行進報告会
 - 6月25日 17時30分 沖縄平和行進報告会
 - 東横イン会議
 - 6月26日 16時 藤沢
 - 6月26日 18時30分 横浜西口
 - JAL横浜情報宣
 - 6月27日 12時 本部事務所
 - 中央本部書記局会議
 - 6月27日 10時15分 しらゆり解雇撤回裁判第1回
 - 6月27日 10時15分 地裁502

小田原東郵便局セクハラ労災裁判 最高裁上告棄却弾劾!

#MeToo #TimesUp

小田原東郵便局で発生した、男性から男性へのセクハラに関する労災認定の闘いは、事件発生から7年半後の本年4月26日に、最高裁の上告棄却で業務外認定の不当判決が確定して、労災認定―国を相手とした裁判は終結となりました。この間、穂積弁護士と主治医の鬱鬱として多くの皆さんのが支援を受け、「男性から男性へのセクハラ被害の深刻さ」に関して、国内外の論文を読み解き、新たな領域に踏み込むなど意義があつたと思っています。

性的マイノリティを引き継いでいく決意です。

追って、郵便局で業務外認定の不当判決が確定して、労災認定―国を相手とした裁判は終結となりました。この間、穂積弁護士と主治医の鬱鬱として多くの皆さんのが支援を受け、「男性から男性へのセクハラ被害の深刻さ」に関して、国内外の論文を読み解き、新たな領域に踏み込むなど意義があつたと思っています。

「認定まであと一歩」まで迫った最高裁判決故に、最高裁での逆転勝利判決への期待が強かつたが、時代に対応できない司法機構の壁を越えることができませんでした。まさに「性暴力被害者の連帶を目的としたギャツチフレーズ」とは、「#MeToo」が提唱されました。その後、映画「プロデューサー」によるセクシャル・ハラスメントの告発をきっかけに、世界中で「#MeToo」として広まりました。今日では、#MeTooとして、職場での差別、ハラスメント、虐待を撲滅する運動に繋がっています。

当該からの挨拶

小田原東郵便局におけるセクハラ労災裁判に對し、東京高裁も続々と最高裁判所でも平成31年4月26日、原告の上告を棄却するとの不当判決が言い渡されました。

これで判決が確定となり、平成25年7月31日に小田原労働基準監督署が労災不認定の決定を出してから約8年に渡る闘いが終結しました。この件は、身体的接触が継続して行われたため心的負荷が強く、もし被害者が女性とするならば、業務起因性は間違いなく認められるはずの案件ですが、裁判所には認めてもらうことには出来ませんでした。決定的な証拠が無かつたことも大きな敗因の一つだと思われますが、被害者が男性であるが故に、大したことではないと言わんばかりの差別的な解釈もあります。

陳述は、①患者さんが歯科医院で安心して診療を受けるためには、衛生・安全で協力し、技術を高める事が大事、技術向上に努めてきたこと。②治療の衛生環境の向上・改善に努めたこと。③懲戒解雇といわれたのは心外であること。④懲戒解雇といわれるよ

川崎と横浜に十数店舗の調剤薬局と在宅看護を展開する有限会社丈夫屋は、経営一族の内紛の余波のなかで、2016年2月1日にAさんを解雇しました。地位確認(解雇撤回)裁判で、全面敗訴を自覚した会社は、2018年3月15日の和解協議のなかで、突如「請

求全部認諾」で裁判を終わらせ、未払い賃金の支払いもせぬまま、その場で3月19日からの出勤を命じました。

会社の異例の対応に「新たな排除攻撃」を予感したAさんは、裁判所から当労組に直行し組合加入し、組合は団交要求を行いました。3月29

日の団交で、会社は4月2日からの出勤、賃金の約4割カット等の労働条件を提

示し、一歩も譲らぬ姿勢に終始しました。組合は労働条件繼續交渉を条件に、「異議を留めて就労を合意」し

しかし4月2日以降職場では、取締役のパワハラ、職場ぐるみの嫌がらせが継

続し、その結果Aさんは

日々の出勤、賃金の約4割カット等の労働条件を提

示し、一歩も譲らぬ姿勢に終始しました。組合は労働条件繼續交渉を条件に、「異

議を留めて就労を合意」し

は9月7日に不当労申立を行いました。9月2

6日には労災申請(本年3月1日却下)に12日審査請求し、また裁判

のための闘いを集約させています。丈夫屋の闘い

のための闘いを職場復帰のための闘いに集約さ

せていく努力を進めていきます。丈夫屋の闘いに注目とご支援をお願

いします。

職場からの排除攻撃を許さない

丈夫屋の闘いに注目を!

ドキドキの冒頭陳述! しづわり歯科懲戒解雇撤回裁判始まる



うなことをした覚えは何一つないこと。(5)職場に戻つて患者さんの役に立ちたいこと。など短い時間ではあつたが、傍聴者と裁判官を前に陳述しました。傍聴席からは拍手が起きました。その後、次回期日を確認し公判は終了しました。

公判終了後の報告会で、会社側代理人が法廷に出席していない理由や、会社答弁書はわずか2ページで、具体的な内容には触れておらず、次回期日麻絵には会社側の準備書面で具体的な懲戒事実を明らかにしてくるとの報告もありました。最後に原告2名から、「裁判所に初めて来て、裁判官の前で陳述をした、ドキドキものでした。」と挨拶。

いよいよ懲戒解雇撤回裁判が始まりました。歯科医院の理由も手続きもデタラメな懲戒解雇を許すことはできません。次回期日は、6月27日10時15分502号法廷です。ご支援よろしくお願ひいた